

福祉避難所になってはもらえませんか。

川口市には台風での浸水や地震等、大規模な自然災害に見舞われた時、避難所生活上特別な配慮を要する方のための福祉避難所が足りません。

万が一の時、貴施設の一角を、その技術を、川口市民のために貸してはもらえませんか。

福祉避難所で行うこと

- 1 川口市で依頼する避難者の受入れ
- 2 避難者の生活支援

1 川口市で依頼する避難者の受入れとは、一般の避難所での集団生活が送れない特別な配慮を必要とする方の中から、川口市が受入れを依頼する方について、貴施設の一角を避難スペースとして使用させていただきお受入れ頂くものです。

2 避難者の生活支援とは、避難者への食糧等の配給や情報の提供等、避難生活を送るうえで必要な支援全般をいいます。

有事の際、最も早く確実に 行政と連絡が取れます。

福祉避難所として開設頂いた際に施設が要した費用（日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費等）については、災害救助法による実費弁償の基準に基づき、川口市が負担します。

お問い合わせ先

川口市福祉部福祉総務課庶務係

TEL 048-259-7929

Eメール 083.01000@city.kawaguchi.saitama.jp